

手数料の納付方法について

①窓口での現金払い

窓口での申請書類の提出時に、現金でお支払いいただけます。

- ・受付場所 各保健所衛生課
- ・受付時間 平日午前9時～午後5時45分
※事前に受付場所へお問い合わせください。



②コンビニ払い

大阪府コンビニ等収納システムから所要の手続きをして、コンビニ店舗から納付できます。

ただし、手数料のほかに、コンビニ収納取扱手数料(※1)が必要です。

- (1) 大阪府コンビニ等納付システム（アドレスは各保健所からお知らせします。）にアクセスし、案内に沿って、申請件数、申請者名等を入力し、納付申込を行ってください。
- (2) 支払いに利用するコンビニ系列(※2)を選択し、コンビニでの支払いの流れを確認してください。
- (3) 選択したコンビニ店舗にて、支払いをしてください。
- (4) レジで発行された「大阪府手数料納付済証」を保健所へ提示してください。

※1 コンビニ収納取扱手数料

大阪府に納付する 手数料	コンビニ収納取扱 手数料（税込）
1万円未満	132円
1万～3万円未満	154円
3万～5万円未満	198円



※2 利用できるコンビニ系列
ファミリーマート、ローソン、ミニストップ

③納付書払い

保健所から送付される納付書により、金融機関で納付できます。

郵送でのやり取りになるため、時間を要します。

- (1) 切手貼付済み返送用封筒（書留又はレターパック等追跡できるもの）を提出してください。
- (2) 保健所から納付書を返送しますので、金融機関で納付してください。
- (3) 納付後、納付書最上部の「大阪府手数料納付済証」を保健所へ送付してください。



※納付できる金融機関⇒ <https://www.pref.osaka.lg.jp/o160010/kaikei/koukin/index.html>